



#### 11 環境影響評価準備書（以下「準備書」）の作成・公告・縦覧

事業者は、環境影響評価を実施した結果について、環境の保全の見地から意見を聴くための準備として、準備書及び要約書（以下「準備書等」）を作成し、準備書等を縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。

#### 12 準備書についての意見概要書・見解書の作成・公告・縦覧等

事業者は述べられた準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（準備書についての見解書）を知事及び市町村長に送付します。知事は、送付のあった旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧するとともに、環境の保全の見地から意見を聴くために公聴会を開催する旨の公告を行い、公述人を求めます。

#### 13 環境影響評価書（以下「評価書」）の作成

事業者は、準備書についての県民等の意見及び知事意見を踏まえ、準備書の記載事項について検討のうえ、評価書及び要約書を作成し、知事及び市町村長に送付します。

#### 14 補正した評価書の作成・公告・縦覧

事業者は、評価書に対する知事意見を踏まえ、評価書の記載事項について検討のうえ、補正した評価書及び要約書（以下「補正した評価書等」）を作成し、補正した評価書等を作成した旨の公告を行い、知事意見も併せて1ヶ月間縦覧します。

#### 15 事業の実施

事業者は、評価書（又は補正した評価書）に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施します。